

夢を実現する第一歩のために

2025年1月号

ミツヒロニュース



新年おめでとうございます

人のご縁を大切に生かせる年に。一緒にいる人により人生は変わります。一緒にいると幸福にしてくれる人とは、「目の前の金より価値観や理想を追求する人、一緒に笑い悔しがってくれる人、自慢話をせず陰で悪口を言わない人、健康的な生活習慣を持つ人、仕事が好きで経済力と人脈がある人」。

素晴らしいパートナーや仲間を見つけてください。「あの出会いがあったから今の自分や会社がある」。そう思えるような、また、相手にそう思ってもらえるような人で在りたいものです。

今年もよろしくお祈りします。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇税制改正大綱 発表！
- ◇改正！iDeCoと企業型DC
- ◇確定申告にあたり
- ◇在職老齢年金制度 見直し
- ◇新春のご挨拶



謹んで新春のお慶びを申し上げます 令和7年 元旦

税制改正大綱 発表！

令和7年度の与党税制改正大綱が決定しました。所得税が生じる「年収103万円の壁」に自民、公明両党の国民民主党への提案を維持し123万円に引き上げます。令和7年分所得から適用します。国民民主党が求めてきた178万円に関しては、3党幹事長による「178万円を目指して、来年から引き上げる」との合意内容を記載することと決めました。国会で審議されますが、与野党の状況により変更の可能性があると思います。

1. 所得税の基礎控除等の引き上げ

103万円の壁引き上げでは、基礎控除48万円と給与所得控除の最低額55万円をそれぞれ10万円ずつ拡大します。令和7年分は年末調整で対応します。住民税の基礎控除見直しは盛り込みませんが、給与所得控除の引き上げは所得税と連動しているため、令和8年度分から住民税にも適用されます。

2. 特定扶養控除の要件の確認

大学生の年代（19～22歳）の子を扶養する親の税負担を軽減する特定扶養控除の要件緩和に関しては、国民民主党の要望を念頭に、子の年収制限を103万から150万円に引き上げます。150万円を超えた場合は、親の所得税に関する控除額（63万円）を徐々に縮小する仕組みを設けます。

3. 中小軽減税率は2年延長もグループ通算法人を対象除外

中小法人等の軽減税率の特例（所得800万円以下は法人税率15%）について、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長します。同時に「所得10億円超の中小法人等には、17%の税率を適用する」、「グループ通算制度の適用を受けている法人を特例税率の対象法人から除く」といった見直しを行います。見直しの対象は、現行の特例税率の適用者の0.3%で、中小企業全体の0.1%を占めます。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<https://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

中小企業経営強化税制では、収益力強化設備（B 類型）について、売上高 100 億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を行い、適用期限を 2 年延長します（令和 9 年 3 月 31 日を期限とする）。B 類型の対象資産に「建物」を追加し、その要件として「売上高 100 億円超を目指す」、「売上成長率 10%以上」、「賃上げ率一定割合以上」、「投資規模が 1 億円以上又は売上高 5%以上」、「計画認定時の売上高が 10 億円超 90 億円未満」であることなどを挙げています。また、B 類型の投資利益率が 5%以上の投資計画に係る設備という要件を「7%以上」とします。

生産性向上設備（A 類型）については、旧モデルと比べて生産性が年平均 1%以上改善する設備という要件の生産性の指標を見直すとしてしました。その他、デジタル化設備（C 類型）を廃止します。

4. 令和 8 年より防衛特別法人税、所得税は令和 9 年から創設

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の詳細案が示されました。法人税に関しては、「法人税額に対し、税率 4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）を課す」、「防衛特別法人税は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する」、「課税標準となる法人税額から 500 万円を控除する」としています。

所得税に関しては、「所得税額に対し、税率 1%の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）を課す」、「復興特別所得税について、税率を 1%引き下げ、課税期間を延長する」としましたが、時期は記載されていません。

5. 退職所得控除の調整規定等の見直しは令和 8 年より

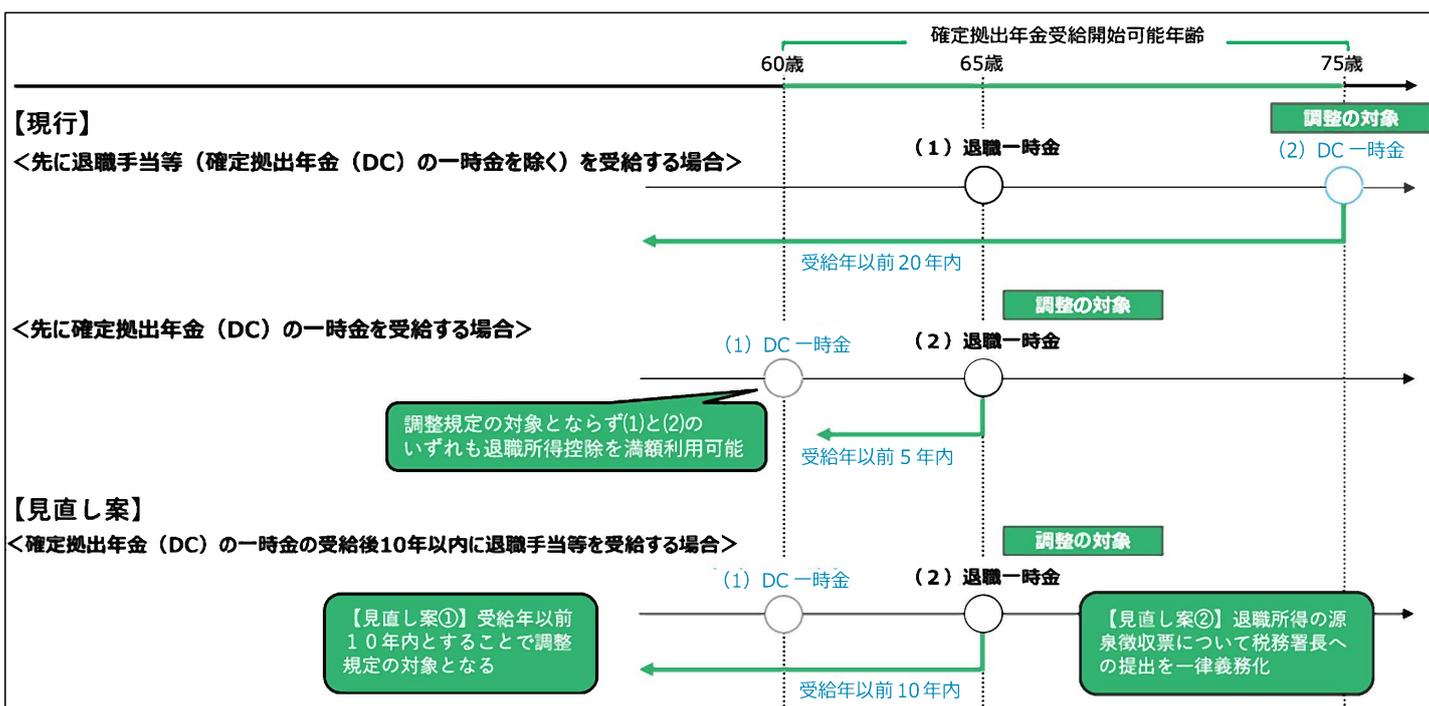
退職所得控除の調整規定等の見直し案として、一定の期間内に複数の退職手当等の支払いがあった場合における退職所得控除額の計算に係る勤続年数の重複排除について、その者が退職手当等の支払いを受けた年以前 10 年内（現行：5 年内）に確定拠出年金（DC）に係る老齢一時金を受給している場合を重複排除の対象とするとしてしました。また、退職所得の源泉徴収票について、税務署長への提出を一律義務化（現行：役員のみ）します。

令和 8 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき退職手当等に適用します（【参考】）。

6. 確定拠出年金の限度額

確定拠出年金（DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）の会社員等の共通拠出限度額を月額 5.5 万円から 6.2 万円に引き上げます。給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整としては、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を 280 万円に設定し、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を確認した上で、法制化します。

【参考】退職所得控除の調整規定等の見直し（案）のイメージ



* 自民党税制調査会資料より一部抜粋

改正！iDeCo と企業型DC

令和6年12月から、iDeCoと企業型DC（確定拠出年金）の制度が改正されました。特にiDeCoは、**これまで掛金上限12,000円だった人の掛金上限が20,000円に引き上げられました**。同時に企業型DCでも新しい掛金計算方法が導入され、DB（確定給付年金）等の他制度加入者の影響を反映した柔軟な拠出が可能になりました。

I 確定拠出年金(DC)と確定給付年金(DB)の違い

確定拠出年金は、あらかじめ掛金額または掛金の算定方法が規約で定められています。一方、確定給付年金は給付額または給付額の算定方法が規約で定められている制度となります。

	確定拠出年金(iDeCo、企業型DC)	確定給付年金(DB)
運用リスク・リターン	個人	企業
年金資産の運用主体	加入者自らが運用商品を選択	企業・基金が運用商品を選択
掛金拠出枠	制限あり	制限なし
給付時期	原則60歳以降	原則退職時期

II iDeCoの改正

- ①（新規加入の場合）事業主証明書が不要になりました⇒iDeCoの申し込みが簡単に！
- ② 掛金の拠出が毎月定額拠出のみになりました⇒『毎月定額拠出』以外の方は変更が必要
- ③ 第2号被保険者の掛金拠出枠が変更になりました（企業型DC、DBを実施している会社のみ変更）
⇒下記の図を参照 ※2号保険者：会社員・公務員等

	現行	改正後(令和6年12月1日以降)
企業型DCのほか、DB等の他制度にも加入している者	月額27,500円－各月の企業型DCの事業主掛金 (月額12,000円を上限)	月額55,000円－ 各月の企業型DCの事業主掛金 +DB等の他制度掛金相当額
DB等の他制度又は共済組合のみに加入する者	月額12,000円	(月額20,000円を上限)
企業型DCのみに加入する者	月額55,000円－各月の企業型DCの事業主掛金 (月額20,000円を上限)	
企業型DC・DB等の他制度に未加入の者	月額23,000円	

III 企業型DCの改正

DB等の他制度に加入している企業型DC加入者の拠出限度額が変更になりました

	現行	改正後(令和6年12月1日以降)
企業型DCのほか、DB等の他制度にも加入している者	月額27,500円	月額55,000円－DB等の他制度掛金相当額 ※<経過措置あり>
企業型DCのみに加入する者	月額55,000円	

※計算の結果、従来の限度額を下回ることとなった場合、経過措置により、改正前の掛金を拠出することが認められています

IV 改正の経緯

上記のとおり、改正前は、会社が企業型DCと同時にDB（確定給付企業年金）等も導入していた場合、iDeCoや企業型DCの拠出限度額が低く抑えられることが多くあった、という事情がありました。今回の改正はDB等の他制度ごとの掛金等の実態を反映し、利用者間の公平性を図る目的で行われました。

関与先 各位

確定申告にあたり

確定申告の時期が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類をご準備ください。なお、事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等も合わせてご準備ください。詳細は改めてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本） ● 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は、至急ご連絡ください。

※還付申告の方は、2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。





在職老齢年金制度 見直し



在職老齢年金制度の見直しの方向性

- 在職老齢年金制度が高齢者の就業意欲を削ぎ、さらなる労働参加を妨げている例も存在していることを踏まえ、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業を抑制しない、働き方に中立的な仕組みとする観点から、在職老齢年金制度の見直しを検討しています。
- 在職老齢年金制度を撤廃した場合は将来世代の給付水準が低下するため、現行制度を維持すべきといった意見もあり、このため、在職老齢年金制度を撤廃する案に加え、基準額を上げる案を検討しています。

現行制度・基準額の考え方	支給停止対象者数	支給停止額
賃金と年金の合計額が支給停止の基準額（50万円）を上回る場合、賃金2に対し年金1を停止。 基準額は毎年度名目賃金変動率を乗じている。 (考え方) 現役世代とのバランスから、男子厚生年金被保険者の賃金（ボーナスを含む）をもとに設定。	約50万人 (在職受給権者の約16%)	約4,500億円

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数	支給停止額
案1	在職老齢年金制度の撤廃 考え方：保険料を拠出された方に対し、それに見合う給付を行う年金制度の原則を重視。	—	—
案2	支給停止の基準額を71万円に引上げ 考え方：同一企業における勤続年数の長い労働者が、現役期に近い働き方を続けた場合の賃金※1に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入※2を得ても支給停止とならないように基準額を見直す。	約23万人 (在職受給権者の約7%)	約1600億円
案3	支給停止の基準額を62万円に引上げ 考え方：近年の60歳代高齢者の平均賃金の上昇傾向を踏まえ、平均的な収入を得る50歳代の労働者が、60歳代で賃金の低下を経ることなく働き続けた場合の賃金※3に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入を得ても支給停止とならないように基準額を見直す。	約30万人 (在職受給権者の約10%)	約2900億円

- ※1 61.7万円：勤続年数25年以上の一般労働者のボーナス含む賃金月額58.3万円（厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」をもとに作成）に令和4年度から令和6年度までの現行の支給停止の基準額の改定に用いた名目賃金変動率（以下「名目賃金変動率」という）を反映。
 - ※2 9.7万円：厚生年金加入期間25年以上の者の報酬比例部分の年金額9.1万円（年金局調べ（令和4年度末時点））に令和4年度から令和6年度までの名目賃金変動率を反映。
 - ※3 52万円：50歳代の一般労働者のボーナス含む賃金月額49.1万円（厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」をもとに作成）に令和4年度から令和6年度までの名目賃金変動率を反映。
- 【参考】支給停止対象者数及び支給停止額は財政検証のデータと同じ時点である令和4年度ベースの支給停止の基準額（案2：67万円、案3：58万円）をもとに算出した令和4年度末の数値。所得代替率への影響は、案1（撤廃）の場合は▲0.5%、案2（71万）の場合は▲0.3%、案3（62万円）の場合は▲0.2%

参考文献： ■週刊 税務通信 ■中国新聞 ■厚生労働省



新春のご挨拶

弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに取締役 中野一弘 より、新春のご挨拶を申し上げます。



明けましておめでとうございます

本年令和7年より103万の壁が123万まで引き上げられました。特に大学生年代のアルバイトに対しては追加の措置もとられています。詳細については随時本誌にて情報発信してまいります。今年もよろしくお願いたします。

副所長 中山 昌実

謹んで新年のお慶びを申し上げます

旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。世界情勢及び国内情勢は変わらず益々危機感を感じる出来事が頻発しています。その中でも一人でも多くの皆様が身近な喜びを感じられるよう祈念致します。本年も弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますよう宜しくお願い致します。 専務取締役 中野 一弘



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>



弊社のHPはこちら!

